

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成30年2月16日（金）

開会 13時30分

閉会 14時40分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当）辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、班長 伊藤裕偉、主査 植村一弘

文化振興課 課長 高野吉雄

人権教育課 課長 赤塚久生、班長 中西史朗

人権教育監 宇仁田元

保健体育課 課長 野垣内靖、主幹 奥山真司

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第53号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第54号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第55号 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第56号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第57号 三重県指定文化財の指定について 原案可決

### 6 報告題件名

報告 1 人権教育ガイドライン（案）について

報告 2 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（2月1日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、議案第53号から順に審議することを決定する。

### ・審議事項

議案第53号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第54号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第55号 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（山本社会教育・文化財保護課長説明）

議案第53号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年2月16日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第54号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年2月16日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第55号 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年2月16日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

続きまして、それぞれの中身について、環境生活部文化振興課長より説明をいたします。

(高野文化振興課長説明)

今回、お願いをいたします3つの規則を改正する背景、それと、今回の規則改正を必要とする理由を簡潔にご説明いたします。

総合文化センターの周辺には、総合博物館、県立美術館といった文化と学びの場が集積しておりますので、これらを一層効果的・効率的に、かつ、一体感のある運営や事業展開を行っていくことで、県民の皆さんによりよいサービスを提供したいと考えているところです。

このために、いくつかの措置を講じることといたしました。その一つとして、平成30年4月から、総合博物館、県立美術館、総合文化センターの中にごぞいます県立図書館の業務の一部、具体的には学芸業務や司書業務は県直営のままですが、施設の維持・管理の部分に指定管理者制度を導入することといたしまして、昨年2月に開催されました、この定例会におきまして、関係する総合博物館条例、美術館条例、総合文化センター条例の一部改正条例案をお認めいただいたところです。

この条例改正を行った際、先ほど申しました各条例に指定管理者制度を導入するための条文を10条以上、それぞれ追加しております。そういったことによりまして、条ずれなど、特定の条文について内容は何も変わっていませんが、例えば、第2条となっていたものが第12条というようになぜか方をしてしております。そういったことがございますので、今回、この提出させていただいております議案の第53号から55号までの規則改正に対応するためをお願いをするものでございます。

次に、今回、お願いをいたします規則改正の具体的な内容をご説明いたします。順番が前後いたしますが、まず、54号の3ページをご覧ください。こちらは、今回、お願いをしております総合博物館条例施行規則の新旧対照表になっております。改正箇所該当の欄の横に右側に線を引いております。例えば、第4条をご覧くださいと、博物館条例上、この規定は、博物館条例の第8条で博物館の資料を閲覧等しようとする場合には許可が必要であるというような定めがございます。それを受けまして、この規則の4条では、例えば、第1号様式などによる申請書の提出が必要であるようなことを定めております。この新旧の現行と改正案を見ていただきますと、例えば第1項、下のところです。「条例第8条の」というのが、10条ずれたものですかから、「条例第18条」というような改正をしております。

同じように、第4条の第2項、第5条も、同様に条ずれが生じ、引用している条文が、第8条の部分や第9条の部分が、それぞれ条例では、第18条、第19条となっておりますので、その改正をさせていただいております。

念のため、この資料の10ページをご覧くださいませでしょうか。10ページ以降が、昨年、お認めいただきました総合博物館条例の一部を改正する条例案の内容です。今回、改正に関係する部分としましては、この10ページの下から11行目のと

ころにアンダーラインを引いておりますが、第9条を第19条とし、第8条を第18条とし、ということでそれぞれの関係の条文がずれたことを示しております。これが議案第54号でございます。

次に、55号の3ページをご覧ください。こちらは、美術館条例施行規則の新旧対照表ですが、先ほどと同じように該当の箇所横線を引いております。先ほどと同様に、例えば、第4条の変更箇所をご覧くださいますと、現行では「条例第7条」となっておりましたのが、改正後は第17条となります。同じように、この規則の第6条、第7条、第9条で条例の8条、9条を引いておりますので、それがずれた第18条、第19条という形の変更をしております。

念のためですが、こちらと同じ資料の11ページをご覧くださいませでしょうか。10ページからが、昨年、お認めをいただきました美術館条例の一部改正条例の内容ですが、今回のところに関係する箇所は、11ページの3行目のところにアンダーラインを引いておりますが、第10条うんぬんというところの中で、真ん中あたり、第6条から第9条までを10条ずつ繰り下げるとなっておりまして、従いまして、先ほど申し上げた第7条、第8条のあたりが変更になります。

最後になりますが、議案第53号の3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、今回お願いをしております県立図書館の管理等に関する規則の新旧対照表でございます。こちらは、見ていただきますと、先ほどの54号、55号とは規定の仕方が若干異なっていることにお気づきいただいと存じます。県立図書館につきましては、文化会館などと一緒に複合施設として総合文化センターの一部になっておりますので、県立図書館の設置条例も、県立図書館条例ではなく総合文化センター条例となっております。

冒頭でご説明いたしました県立図書館の施設の維持管理等を指定管理者に担わせるために、既に総合文化センター条例を改正したところですが、図書館を除く総合文化センターについては、先行して指定管理者制度を導入しておりますので、他の2館と違いまして、例えば、10条分を突っ込むというような大きな改正は必要になりませんでした。一部規定の整備という形で済みました。

そういった中で、その改正をする際に、文化会館等と規定の整合を図るために、新旧対照表をご覧くださいませと、この規則の4条で定めておりました県立図書館の休館日の一部、利用時間を上位の総合文化センター条例で規定する形で条例の改正をさせていただきました。このため、この規則についても、条例で定めるようになった部分については、この新旧対照表を見ていただきますと、「削る」とか「削除」と書いてございますが、そういった改正をする必要がございますので、今回、提案をさせていただきました。

念のため、この資料の11ページをご覧ください。こちらは、先ほどとは体裁が異なっています。例えば、真ん中あたりに第13条というのがございます。こちらが休館日の規定でございます。この休館日の規定、第13条の下に注で「30年4月1日から施行」と書いてございまして、これが改正した内容です。

こういったようなことで見ていただきますと、第13条第1号の月曜日、第2号の12月29日から翌年の1月3日までは、既にこの条例の中で休館日と定めておりま

して、一部、図書館を除く形になっておりましたので、そこを改正すればいいということになりましたので、こういう改正をさせていただきました。

同様に、先ほどの新旧対照表でご覧いただきました利用時間についても、同様の改正をさせていただきましたので、削除をさせていただきます。

説明は、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

議案第53号、議案第54号、議案第55号については、いかがでしょうか。

岩崎委員

2点、確認ですが、1点は、指定管理者制度を導入したときに、館長さんは基本的に行政職員ということではないでしょうか。維持管理の部分だけを指定管理でお願いするということがよろしいのでしょうか。

文化振興課長

おっしゃるとおりで、先ほども申しました学芸業務、司書の業務、こういったあたりは、県の直営で行いますので、従いまして館長も、現在おります職員も、基本的には県の職員の身分を持ったまま業務を行っていただくこととなります。

岩崎委員

それであれば、まさに施行の規則、特に54号、55号の、これはある意味、許可の処分になるわけだから、その処分をよく指定管理者がやらなければいけないということがありますが、それは県が責任を持ってやるということですから、これは全然条すれだけの問題だなと思って理解できました。それが1点です。

もう1つは、そうなりますと、図書館の53号ですが、これは最初、読んだときに、とうとう県立図書館も、休館日であるとか夜間開館とか、そういうようなところも指定管理者のほうで提案が出てきて、それで、それを束縛するような条例については、改正することにしたのかなと思ったのですが、それはそうではないということではないんですね。

文化振興課長

おっしゃるとおりでございますが、この条例が、非常にわかりづらいつくりになっておりますので、そうなんです、この休館日等については、現状のままで変更等しておりませんので、そのようなご理解を賜りたいと思います。

岩崎委員

それはわかりました。施設の維持管理についての指定管理ということであれば、そういうこととなりますね、それで結構ですが。

ただ、あえて申し上げますと、月曜日休館とか、夜間延長の開館とか、そういうようなことというのは、この際だから申し上げますが、指定管理者のほうからというより、むしろ、県として考えるようなことはあったのでしょうか。

文化振興課長

現在、まさにおっしゃった夜間の部分については、既に延長とおっしゃっていただきましたが、夜までやっております。あと、その月曜日の部分については、特に月曜

日の部分、特に夏休みなんかがそうですが、夏休みだと、お子さんたちが、あるいは大人の方もそうですが、休館日だとわかっていても、広場のところにテーブルがございますので、そこで勉強をしたいということで来ていらっしゃいます。というようなこともありましたので、私ども、現場に伺いまして、休館日とわかっていてここに来ているんですかというような確認もさせていただいて、検討もさせていただいたところはありますが、やっぱり職員の勤務体系やいろんなことがございますので、直ちに実現というわけにはなっておりません。

ただ、これはご利用いただくうえでの課題だと思っておりますので、引き続き、よりよい形でできるようにしたいと思っております。

岩崎委員

何も司書さんや学芸員さんの勤務の負担を増やすというだけではなくて、私はよく言うんですが、司書の資格を持って、多分、総文の周りの住宅地で子育て期間中のお母さんというのも結構いらっしゃると思うんですね。そういう人たちにちょっと手伝ってもらえるようなやり方だってあるような気はして、施設の維持管理だけですから、今回はそういうことはないにしても、いずれ、そういう検討があってもいいなどは思いますが、別に議案については、これで結構であります。

教育長

ほかによろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第56号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（山本社会教育・文化財保護課長説明）

議案第56号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年2月16日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

続きまして、2ページをご覧ください。改正理由といたしまして、先ほどの議案との関連もありますが、三重県総合博物館条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例の施行に伴いまして、教育委員会規則において、必要な事項を定めるものとするということですが、改正内容の説明に入らせていただく前に、少し今回の委任規則

の改正に至る経緯につきまして、改めて少しご説明を申し上げます。

資料にはございませんが、知事部局への事務委任につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。文化芸術活動でありますとか生涯学習活動を行う県民の皆さんが、サービスの向上、地域の文化の発展・向上につなげていくことでもありますとか、生涯学習を含めた総合的な文化施策を一体的に推進するため、平成20年度以降におきましては、それまで教育委員会が担ってきまして博物館、美術館、図書館などの業務を、総合文化センターを所管する先ほどの環境生活部、知事部局が併せて実施することとして整備をいたしました。

施設運営にあたりまして、法的な整備として事務委任、地方自治法180条の7によるものとしまして、管理運営の事務処理でありますとか権限は、先ほどの知事部局が担うこととしておりますが、所管につきましては、法の規定でありますとか、お互いの連携を図る観点から、当該施設は、教育委員会と知事部局の共管施設として位置づけております。

続きまして、4ページをご覧ください。細かい文案になりますが、先ほど申し上げました事務委任に必要な事項を定めました当規則の第2条（委任）と書いてあるところをご覧ください。先ほど申し上げましたように、基本的には当該施設の事務処理は知事部局が担うこととなりますが、除外規定といたしまして、引き続き、教育委員会の事務として規定されている部分を少しご説明させていただきます。今回の改正に関連してということですのでよろしくお願いいたします。

第2条第2項をご覧ください。三重県総合博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任するという規定により、下記にあります第1号の三重県総合博物館条例及び規則の改正・廃止に関すること、及び第2号にあります博物館協議会委員の任免・委嘱又は解嘱に関することは、引き続き教育委員会の事務として位置づけられております。

なお、第3項は、三重県立美術館に関することを規定しており、今、教育委員会が担う第2項の博物館と同様の事務を規定しております。

今回の改正をお願いする箇所につきましては、同じページの下線を引いておりますが、教育委員会の組織を規定した4ページにあります第2条第2項第2号の「第28条第2項」という部分と、第2条第3項第2号の下線部分、「三重県立美術館条例第30条第2項」の部分でございます。

3ページをご覧ください。現行法と条文との対比を少し見比べながらご説明をさせていただきます。新旧対照表でございますように、現行条文との対比におきまして、第2条第2項では、協議会委員の組織を規定しました博物館条例第15条第2項を上第28条第2項に改正をしたいということと、第3項では、三重県立美術館条例の協議会委員の組織を規定しました第17条第2項を、第30条第2項に改正を行うものでございまして、13条の条分のずれが生じております。これにつきましては、先ほど、環境生活部から説明がございましたように、指定管理の条文で10条分のずれがございます。それと、あと3条のずれですが、先ほどの説明のところでご覧いただいた、議案第54号の10ページを少し振り返っていただきまして、真ん中辺に次の3条を加えるとあります。指定管理者に担わせる義務としまして、原状回復義務であ

りますとか、損害賠償義務、秘密保持義務、この3条を加えまして、13条のずれが生じるということで、先ほど言いましたような15条が28条であったり、美術館の17条が30条にずれるといことです。これは、そういった形での条ずれの部分の整備ということで、権限委任規則を改定したいと考えております。

施行期日は、30年4月1日ということで、先ほどの改正に合わせて整備するということで考えております。

何とぞご審議いただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

#### 【質疑】

教育長

いかがでしょうか。

岩崎委員

すごい基本的なことだけれども、条例が改正されたのが、去年の3月28日で、規則改正が今年4月1日になるという、その1年ずれる理由は何なんでしょうか。

社会教育・文化財保護課長

一般的には間際で、今の時期で本当はよろしいのですが、指定管理者に関しましては、手続きを踏まなければいけないので、1年間、そういった期間が必要だということで、議決をはじめ、その事務手続きのために1年前にまずは指定管理規定を整備しておいてから、この規則改正に臨むということで考えております。

岩崎委員

指定管理が決まったので、規則もきっちり整備すると、そういうストーリーですね。わかりました。

教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

##### 議案第57号 三重県指定文化財の指定について (公開)

(山本社会教育・文化財保護課長説明)

議案第57号 三重県指定文化財の指定について

三重県指定文化財の指定について、別紙のとおり提案する。平成30年2月16日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県指定文化財の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第14号、三重県文化財保護条例第5条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

続きまして、中身をご説明させていただきます。1ページをご覧ください。今回新



たに指定する三重県指定文化財案ということで、別紙のとおり表がございます。3件ございまして、1件目からその概要についてご説明をさせていただきます。種別につきましては、有形文化財の建造物ということで、まず、「宗徳寺の層塔」、1基でございます。所在地は亀山市、所有者は、宗教法人宗徳寺でございます。

2件目は、有形文化財の書跡という種別でございます。名称は、「紺紙金銀字千手千眼陀羅尼經 附 經箱1合」1巻で、所在地は津市、所有者は大宝院でございます。

3件目は、有形文化財考古資料「天白遺跡出土品」2, 213点。所在地多気郡明和町、所有者は三重県、所在地は、管理している三重県埋蔵文化財センターの所在になっております。

以上、3件の新指定につきましては、去る1月15日に開催されました三重県文化財保護審議会におきまして、指定の可否について、いずれも「可」とする答申をいただいております。県指定にふさわしいというものでございます。

続きまして、新指定案件と考えております文化財につきまして、1点ずつ簡単に概要についてご説明を申し上げたいと思います。

2ページをご覧ください。まず、「宗徳寺の層塔」でございます。概要として中段に囲みがございます。そこについて主に説明をさせていただきます。亀山市両尾町に所在する宗徳寺裏山の傾斜地に建っています、高さ223センチの三重の塔で、石材は花崗岩です。相隣の上部を欠いていますが、ほぼ完全な形で残っており、基礎の四面には如来坐像が刻まれてございます。銘文がなく、正確な造立年代を知ることができませんが、鎌倉時代前期ごろの特徴を備えております。花崗岩などの硬質石材の加工技術や石造層塔の伝播を窺うことができる資料でございます。石造層塔として三重県最古の遺品となるばかりか、全国でも類例の少ない時期の希少な文化財として高い価値を持つことから、県の有形文化財（建造物）と指定し、今後も万全の保護を図る必要があると考えております。

続きまして、4ページをご覧ください。「紺紙金銀字千手千眼陀羅尼經 附 經箱1合」でございます。概要についてご説明を申し上げます。津市大門に所在する観音寺の本坊である大宝院が所蔵する平安時代の經典でございます。紺色の紙に金泥と銀泥を一行ずつ交互に替えながら「千手千眼陀羅尼經」という經典が書写されております。見返しには、金泥・銀泥で釈迦が説法する場面が描かれておりまして、このような紺色の紙に金泥と銀泥で交互に書写された平安時代の經典には、奥州平泉の藤原清衡が発願した「中尊寺經」と呼ばれる經典群があり、現在は中尊寺のほか、高野山金剛峯寺が所蔵しております。

当資料は、この中尊寺經と見返しの絵や野線の幅等といった同じ特徴を有しておりまして、かつ現在確認されている「中尊寺經」の中に同じ名前の經典はないことなどから、「中尊寺經」の一つであると考えられる、大変貴重なものです。附の經箱には、江戸時代に修理されたことが記されています。

続きまして、6ページをご覧ください。「天白遺跡出土品」でございます。概要についてご説明申し上げます。松阪市嬉野釜生田町にあります天白遺跡から出土した、縄文時代後期から晩期の土器・土偶・石器等です。土器の形や文様は、西日本の特徴を持っているものが中心ですが、東北地方、関東地方、中部高地、北陸地方の特徴を

持つものも確認できております。これらの土器は、天白遺跡が東西文化の結節点であることを示しており、さらに土偶や石棒等の当時の精神文化にかかわる多彩な土製品・石製品が多く含まれております。

一般的に、西日本の遺跡から出土する縄文土器は少量の場合が多いのですが、天白遺跡からは多種類の土器・土偶・石器等が膨大に出土いたしました。完全な形に復元できるものも多く見られ、質・量ともに西日本の中でも代表となる資料です。

天白遺跡出土品は、東西文化の結節点である当時の生活・生業、精神文化、交流・交易を示す貴重な資料であり、三重県だけでなく、近畿・東海地方の縄文時代後期から晩期を代表する資料といえます。

説明は以上でございます。指定関係につきまして、何とぞご審議いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

教育長

それでは、議案第57号については、いかがでしょうか。

岩崎委員

県指定を今回されるわけですね。最近、よく文化財は、今までのような現状のものをそのまま次の世代に引き継ごうという考え方から、活用ということをすごく言われるようになってきました。県指定文化財の場合に、公開や活用を、例えば所有者としてそれに配慮しなさいとか、公開は義務づけられると思うんですが、活用というところは、これからも県としても考えていかなければいけないのでしょうか。

社会教育・文化財保護課長

おっしゃっていただいたとおり、保護と活用というか、保存と活用といいますか、そういったものが国の動きとしましても、文化庁が中心になりまして、ご存じのように文化財保護法が大きく改正をされようとしております。答申が今年の12月に出まして、保存・活用ということで、地域におきまして、今までですと、おっしゃったように一人の所有者が守っていかなくてはいけないということで、財力も大事ですし、後継者不足ということもありまして、なかなか立ち行かない部分があるということで、地域全体で未指定文化財も含めて、ある一定のカテゴリーを引くくめて、地域全体で支えていこうという動きで、地域の市町村が計画をつくるということ、活用計画ですね、そういったものに県も大綱的な大きな網をかぶせまして、一定、関わりながら、国のほうが認定を行い、一定のそういったところには一定の援助等を行っていくという動きでございますので、県としても、そういった動きを踏まえながら、活用というものを注視して、保護はもちろんですが、そういったところも含めて検討していきたいと思っています。

岩崎委員

大分、文化財保護のあり方が変わっていきそうな感じですし、この中でいうと、層塔とか陀羅尼経というのは、特に陀羅尼経は見たいですが、なかなかこれは、多分、常時、公開というのは難しいだろうとは思いますが。

逆に、今、県が持っているということからいけば、天白遺跡の出土品は、常時、公

開であるとか、この土偶などはミニチュアみたいなのをつくって、普及活動みたいなのに使えるかなとか、いろんなことも思っていたのですが、そこまではまだ検討はしていらっしゃらないということですか。

伊藤社会教育・文化財保護課班長

大宝院の陀羅尼経に関しましては、大宝院さんがしっかりした収蔵庫をお持ちでありまして、そこはたくさんのものでございますが、何回かサイクルをしながら、いろんな絵画であったりとか、このお経なんかも展示をしてございます。有料になっておりますが、拝見していただくことは可能かと思えます。

天白遺跡に関しましては、埋蔵文化財センターのほうで、松阪市などと連携をしながら、いろんな場面で公開をするようなことは考えておりますが、グッズにつきましても、さすがにちょっとお金のこともありまして、そこはまだ。

岩崎委員

わかりました。

教育長

ほかに57号についてよろしいですか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

#### 報告1 人権教育ガイドライン(案)について (公開)

(赤塚人権教育課長説明)

報告1 人権教育ガイドライン(案)について

人権教育ガイドライン(案)について、別紙のとおり報告する。平成30年2月16日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長。

それでは、別紙をご覧ください。

人権教育ガイドラインは昨年3月に改定しました「三重県人権教育基本方針」に基づき、教職員が人権教育を推進する際の指針となるよう、人権に係わる社会の現状や学校における人権教育の推進のための視点等を掲載した教職員用の指導資料です。

作成にあたっては、県内外の人権教育に関する広い知見と専門性を持つ公益社団法人三重県人権教育研究協議会に業務委託し、小中学校及び県立学校の教職員12名で構成する作成検討委員会で作業を進めてきました。また、人権教育に関する専門的な見地から意見をいただくため、大阪教育大学の森実教授に監修をお願いするとともに、関係機関・関係団体等へも意見聴取を行いました。

内容及び特長については、人権教育ガイドライン案を後ろのほうに付けさせていただいておりますが、そちらのほうをご覧くださいながら説明いたします。

表紙を開いていただきまして、目次をご覧ください。本文は56ページあります。今回のガイドラインの主な内容は、2つです。1つは、「2 個別的な人権問題に対する取組」として、人権教育基本方針で示している16の人権問題に対する、取組を進める際の指針。もう一つは「3 人権教育を推進するうえで大切にしたいこと Q

&A」として、6ページの「人権教育の充実に向けて」の内容に対する具体的な取組を中心に構成しています。

では、6ページをご覧ください。ここでは、人権教育基本方針で示す人権教育の目的を達成するための3つの目標についての具体的な説明や、人権教育推進の重要な柱とする同和教育の理念や成果を5点に整理し掲載しました。また、7ページの下段では、人権問題を自分と重ねて考えることや、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3側面のバランスのとれた人権教育を進めることの重要性を示しました。

続いて、8ページをご覧ください。ここからは、「個別的な人権問題に対する取組」のうち、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係わる問題を解決するための教育についての現状、推進の視点、具体的な取組を記しています。現状では、これまでの取組や、差別の現状、法律などの権利保障の進展等を整理しています。また、平成28年度に施行されました「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」につきましても、それぞれの人権問題のページで触れています。

また、推進の視点では、どのような子どもを育てていくのかを1点目の○で示し、2点目以降、それぞれの人権課題に取り組む際に、大切にしたいポイントとしました。さらに、現状や推進の視点を踏まえて、取組がより幅広く進められるよう具体的な取組を示しました。

次に、18ページをご覧ください。「様々な人権に係わる問題を解決するための教育」では、11の人権問題について、項立てはしておりませんが、先ほどの5課題と同様に、現状や推進の視点等を記述しています。

続いて、28ページをご覧ください。ここからは、2つ目の柱であります「3 人権教育を推進するうえで大切にしたいこと Q&A」でございます。こちらは、教職員の世代交代や、人権教育を進めるうえで不安を持つ若い教職員なども見られるということ踏まえ、これまで人権教育で大切にしてきたことを、若い先生方に伝えることをねらいとして作成しました。「自己実現」、「生活背景」、「仲間づくり」など、人権教育のキーワードを取り上げて、その意義や具体的な取組として、どのように進めるのかについて、Q&A形式で解説しています。

しかし、単に解説を読むだけでは、理解するのはなかなか難しいと思います。そこで、「さらに深めるために」として、29ページの中段等にもございますが、各学校において、先生方がそれぞれの経験等を出し合いながら、考え合うことができるような研修テーマも併せて示しています。

別紙に戻っていただきまして、今後の予定になりますが、「4 配付」については、今年度内に県内の公立学校、市町教育委員会、私立学校等に配付する予定です。

「5 活用の促進」につきましては、ホームページに掲載するとともに、管理職、人権教育担当者、初任者等を対象とした研修会を通じて周知を図ってまいります。なお、次年度の管理職対象の人権教育研修会では、監修者である大阪教育大学の森実先生をお招きし、人権教育ガイドライン活用にかかわってのご講演をいただく予定です。

また、人権教育ガイドライン活用のための教職員向け講座を8月に開催するとともに、指導主事による実地支援を行い、事業や校内研修会等での活用促進を図ってまいります。

報告は、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

類似の人権教育のガイドラインのようなものは、これまでも三重県でもつくってきたと思うんですが、それと今回のものがどういうふうな違いがあって、特徴があるのかということ伺います。

人権教育課長

人権教育基本方針を昨年度、改定いたしました。前回の基本方針に対応するガイドラインというものがございます。昨年度、改定した基本方針に対応するガイドラインを策定したということでございますので、リニューアルという位置づけでございます。

内容の特徴としましては、現行の人権教育ガイドラインとの違いは、目次をご覧くださいただけですでしょうか。個別的な人権問題に対する取組というのがありますが、現行のガイドラインでは、上の5課題のみを掲載しておりました。ただ、この何年か、人権教育を推進していく中で、その様々な人権課題につきましても、どのように考えてどのように取り組むのかということも示してほしいという声もありましたので、高齢者以下11課題につきましても現状や推進の視点をお示ししたところが1点。

それから、3番の「人権教育を推進するうえで大切にしたいこと Q&A」ということで、これは先ほども説明させていただきましたが、教職員の世代交代がありまして、これまで引き継がれてきたことが途絶えるのではないかと、そのような心配も先生方から聞かせていただきました。そのあたりを、このガイドラインでこのぐらいのことはしっかり知っておいてほしいということで掲載したと、この2つが特徴になっております。

岩崎委員

これはすごくよくまとまっているし、何も高校までの先生だけじゃなくて、我々も教員として教えるためには重要ななと思っていて、また機会があったら、これをぜひ勉強させていただきたいと思っています。

というのは、三重県内で、例えば学校の先生になる人というのは、結構、三重県内で育っているので、いろいろと人権教育を受ける機会もあって、その伝統が今、経験豊富な先生がいなくなることによって途絶えていくという危機感があるというお話があったじゃないですか。それはそうかもしれないですが、大学などですと、他府県からいらっしゃった方というのは、本当に特に同和問題を中心として人権問題について関心が薄い場合が多いんですね。だから、そういう人が教育に携わっているわけなので、これはもちろん県立の学校、市町の小学校、中学校は当然ですが、我々も三重大学の教育学部も、これは深く勉強しなければいけないと。これをテキストにして勉強する機会が必要だろうなど、これを読んで思っていました。

そういう中で、今回は5つの教育以外に、高齢者から、北朝鮮の拉致問題までをずっと個別のケースとして入れられましたね。その先にいくのが、ダイバーシティの推

進の話になると思うんですが、実は2日前にうちも大学でパワハラ、アカハラからセクハラのそういった相談員を含んでいるような組織も、全部ダイバーシティ推進センターみたいな感じで一元化してしまおうじゃないかという議論をたまたまやっていたので思うんですが、そうなると、ダイバーシティの名のもとで、個別の話も抜けていくよね。

ただ、例えばというところが出てくるのですが、外見から分かりづらい障がいがある人が、私は障がいがあるということを、あえて示すことによって、配慮を堂々と求めるというのかな。あるいは、妊婦さんが妊婦のマークをちゃんと付けるという、そういうことが受けいられる社会が、多分ダイバーシティだろうと思うのですが、そこにたどり着いていくことが、それが一つの目標みたいな形でこれにもずっと書いてありますね。

そうなると、個別の人権問題を詳細に語れば語るほど、その部分をこうやってここは解消しましょう、ここは解消しましょうで、なかなかダイバーシティまでたどり着かないのではないかという、そんな気がして、大変ご苦労いただいてこれだけのケースを出していただいたのですが、やっぱりダイバーシティの話をもっと全面に出してしまってもいいのかなという気はちょっと、一読させていただいて、多分、もしもこれを改定するとなると、次には多分そういう形になっていくだろうとは思いますが。なので、ダイバーシティ推進の部分が、ややもうちょっとあってもいいのかなとは、補足しての、これは感想です。

教育長

それでは、ほかによろしいですか。

#### 【採決】

一全委員が承認し、本案を原案どおり了承する。

#### ・審議事項

#### 報告2 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について (公開)

(野垣内保健体育課長説明)

報告2 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報告する。平成30年2月16日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

概要の1ページをご覧ください。

この調査は、平成29年4月から7月にかけて、文部科学省が、小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象として、全国的な悉皆調査で実施されました。

1ページ中段の表は、小学校5年生の結果一覧です。網掛けしてありますのは、本県の結果は、全国よりも上回ったことを示しております。ご覧のように、男女の握力、反復横跳び、女子のソフトボール投げの5種目が全国を上回りました。

矢印は、前回調査である平成28年度の三重県結果と比較したものです。上向きの矢印は、前回調査より数値が向上したことを、下向きの矢印は、前回調査より低くなったことを表しています。男女ともに6種目で前回を上回り、体力合計点も男女とも

に上回っています。

続いて、2ページ上段の表をご覧ください。

中学校2年生では、男女の反復横跳び、ハンドボール投げ、女子の長座体前屈、立ち幅跳び、体力合計点が全国平均を上回りました。前回三重県調査と比較すると、男子は3種目で、女子は4種目で上回りました。体力合計点は、女子が前回調査より上回りましたが、男子は上回ることができませんでした。

3ページをご覧ください。上段の表は平成20年度からの体力合計点の推移を示したものです。小学校は、男女とも平成20年度から上昇しており、平成29年度は、過去最高値を示しました。しかしながら、いまだ全国平均を上回ったことがありません。中学校については、女子が昨年度に引き続き、全国平均を上回り、過去最高値を示しました。男子は、平成28年度まで上昇を続けてきましたが、今年度は昨年度を下回りました。

4ページをご覧ください。ここからは、本年度の調査結果から見えてきた課題や傾向です。「平成28年度に、児童生徒の体力・運動能力の向上のための学校全体の目標を設定していたか」という質問に対し、三重県では、学校全体で設定していたと回答する割合が全国平均よりも高く、年々、割合が高くなってきております。その目標に向けて、「1学校1運動」など、各学校で取組を進めてもらっているところです。

5ページをご覧ください。上段のグラフは、本課で調べた小学校における体力テストの継続実施と体力合計点の関連で、全学年で実施している学校は、5年生だけで実施している学校に比べ、体力合計点が男子で0.91点、女子で1.44点上回っております。下段のグラフは、体力合計点と1週間の総運動時間の関連を示しております。1週間の運動時間が長いほど、体力合計点が高い傾向にあります。昨年度に比べて、小学校における1週間の総運動時間は男子で25.6分、女子で19.5分増加となっております。

続いて、6ページをご覧ください。上段のグラフですが、「家の人から運動やスポーツを積極的に行うことをすすめられることがありますか」という質問に対しては、「よくある」、「ときどきある」と肯定的に回答した人ほど、1週間の総運動時間が長く、体力合計点も高くなっております。また、三重県では、その割合が全国平均を下回っていることがわかります。

下段のグラフですが、「平日に、一日にどれぐらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか」という質問に対して、三重県では男女とも2時間以上と回答した割合が、全国平均を上回っていることがわかります。また、長い時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどを見ているほど、体力合計点が低い傾向があります。運動習慣やテレビ等の視聴時間など、生活習慣にかかわる部分の課題を解決していくためには、保護者の協力が必要であり、今後、より一層の啓発が必要になってきます。

続いて、7ページをご覧ください。不得意種目についてですが、過去3年連続して、県平均が全国平均を下回る種目が固定化されている傾向があります。小学校においては、上体起こし、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、中学校においては、握力、上体起こし、持久走、50m走となっております。

グラフ中の上向きの矢印は、前回調査より数値が向上したこと、下向きの矢印は、前回調査より低くなったことを表しています。全16種目中、中学校男子の握力と中学校女子の持久走を除く14種目で、前回調査より上回りましたが、全国平均を上回った種目はありませんでした。

8ページは、今後、市町教育委員会と県教育委員会が取り組んでいく内容を示しております。今後、別冊の「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査三重県結果報告書」をもとに、市町教育委員会、あるいは学校においても分析を進めていただきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

#### 【質疑】

教育長

それでは、報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

2つあるんですが、1つは、全国的な全体の動向について、ネットのニュースでしか情報を得られてないのですが、握力とソフトボール投げ、そこはずっと落ちているというふうに聞いているのですが、それと、三重県の子どもたちの不得意種目との関連はあるのかどうかというのと、もう一つは、中2の男子がちょっと落ちましたね。これをどう見ているのかを教えてくださいたいと思います。

保健体育課長

まず、握力とボール投げが全国を下回っていますが、まだ詳しく分析はしていませんが、やはりよく言われる野球人気からサッカー人気にということも原因としてあるのかなと感じています。

中2男子のほうは、小学校に比べて1週間の総運動時間数が、やや減っておりますので、そのあたりが低くなった原因かと考えております。

教育長

あと、よろしいですか。

原田委員

先ほど、お話があった保護者の協力という点が非常に心に響く言葉なんですけど、中学校は今、部活動というところに、逆にいうと先生たちの激務も言われるほどですが、小学校の部分においての体育の授業以外でも体を動かすというところにおいて、スマートフォンの発達などにおける公園遊びとか外遊びが非常に時間が激減していることとともに、スポーツ少年団そのほかの活動が、一方で保護者にとって土日の負担になるという保護者間の問題がありまして、そういうものに子どもが参加したくても、なかなか積極的に参加できない。もしくは、非常に熱心なところにおいては、クラブチームとか経済的な問題にもかかわってくるというところが、今、抱えている問題ではないかと思えます。

ですので、小学校のときにいかに体を動かすことのできる場所の提供だったりとか、保護者の協力というのを、いかに啓発していくかというところ、負担がかかるから回避ではなくて、負担がかからない方法とともに、保護者も協力態勢を持つというところ



ろの相乗的な問題が、小学校においては潜んでいるのではないかと思います。

部活動というのが、私が名古屋で幼少期を過ごしたころと違って、三重県は、あまり部活動という言い方をしない。学校が終わった後に、これは全国的にそういったことなんでしょうか。部活動というのが組織されていない県なんだなと思ったのですが。

保健体育課長

スポーツ少年団というような言い方を。

原田委員

そうですね。土日のスポーツ少年団、地域の協力、保護者の協力というところで、中学校になると、一気に部活動という形で先生方が指導してというところになっていきますが、小学校はあまり通常の平日、学校が終わってからスポーツに取り組む機会というのが設けられていない気がするのですが、これは他府県に比べてどうなのかなという思いがありますが、いかがでしょうか。

保健体育課長

指導者の関係もあるかと思うんですが。三重県では他府県と比べたら、ややそういう部分では少ないといえますか、かもしれません。

原田委員

そういったところも、こういう数値に表れているのではないかと。公園という場所があっても、家に帰ってしまうと、やはり誘惑なスマートフォンとかゲームのほうで、友達と遊ぶツールになってしまっているの、土日は保護者が負担がある。じゃ、平日の課外的な活動で何か地域と連帯できないんだろうかというようなことを、小学校の段階で検討していくのはどうかなと思います。

保健体育課長

今、学校のほうには、「1学校1運動」取組というものを展開しておりまして、学校の中での中休みとか昼休みに、何とか学校全体としてマラソンをしたりとか、縄跳びをしたりとか、そういった取組を進めてくださいというようなお願いはしているところでは。

原田委員

やっぱり時間外から、いわゆる放課後というところでは、取組としては難しい。

保健体育課長

そうですね。そこまでは。

黒田委員

そもそも、この調査が三重県が全国的に比較してどうなのかという調査に重きを置いているのであればですが、もう一つ、見ていかなければならないのが、三重県の中での数値の動きというのを見ていくべきだと私は思うんですね。

そう捉えたときに、小学校の5学年の平均値であったりとか、例えば3ページに示されているグラフでも、年々、良くなってきているというところにおいては、取組であったりとか、全校的にも上がってはきているのですが、去年の三重県の生徒と比較してどうなのかというところも、しっかり結果として受けとめていければと思います。冒頭から結構、どちらかというところ全国平均と三重県とではというところに重きを置いていらっしゃる感じなので、それはそれで目的としてはあるのかもしれないです

が、比較の対象を変えれば、どちらかという、成長というのは自分の過去を振り返ったときに、どれだけ成長するかという、成長の尺度を見るときそれがほかの人との比較とでは違うと思っているので、これはこれで去年度より上回っていることも多いので、それはそれで前向きに捉えていいのかなと少し思いました。

保健体育課長

ありがとうございます。委員の言われるとおりで、三重県内で比べていきますと、大体小学校、男女とも伸びてきておりますし、中学校男子も今年こそ下がりましたが、今の中学校の生徒は、小学校5年生だった平成26年のころの小学校男子と見ますと、全国との差が結構開いていたのですが、今は全国との差がかなり少なくなってきていますので、そういう意味ではかなり伸びてきているんだとは思っています。

黒田委員

というふうには感じます。教育というのが、今も本当に受験のあり方であったりとか、そういうのも変わってきているところもあるじゃないですか。ちょっと報告とは離れてしまっていますが。何と比較するかというので、結果の見え方もまた変わってくると思うので、そういうことを考えると、今、おっしゃっていただいたように伸びてはきているので、良いのかなとは感じました。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

岩崎委員

まだまだこれからいろんな分析をしないといけないですね。

教育長

総合教育会議では。

岩崎委員

これをやるんですね。そうすると、これはかなり家庭のほうに問題があるという、これ以上伸ばすためには、要するに家の人からの積極的な運動のすすめというところで、概要版の6ページのところにありますが、全国平均はどんな感じになっているのかなというのは、ちょっと知りたいなと思うんですね。本冊のほうを見ればちゃんとあるのかなと思うんですが、これが三重県内でしょう。

要するに、すごく家庭の人がすすめるところと、全くないところに二分されているんですね、三重県の場合は。それが、ほかの県の場合、結局、家庭でどれだけ運動をすすめているかというのも大きいので、そんなのがまた出てくるのかなというふうには思っていました。こう見ればいいのかなと思うんですが。

そうすると、例えば学校で、さっきパラパラ見ていて思ったのですが、連続して授業に取り組んで、体育の授業を連続してやるという取組は、確か三重県内はあまり高くなかったんで、それを増やしていく学校側の責任もあるのかなとか、そんなことをやると、どんどんいろんな科目をやらなければいけないので大変になるのかなとか、いろんなことを感想としては思っていました。

教育長

よろしいでしょうか。

**【採決】**

- －全委員が承認し、本案を原案どおり了承する。